

証拠書類等の物件（以下「証拠書類等」という。）によれば、次の事実が認められる。

- 1 請求人は、■■■■と一緒生活することになったが、収入がなく生活に困っているとの理由で、平成21年9月16日付けで処分庁に対し法に基づく保護を申請し、同日、処分庁はこれを受理した。
- 2 処分庁は、平成21年10月9日に請求人の母親と面談し、母親が請求人の帰宅を拒否していないこと、請求人と祖父母との折合いが悪いこと等を聴取した。
- 3 処分庁が行った請求人に対する扶養の意思の調査について、平成21年10月3日付け扶養届書による請求人の父親の回答によると、父親には扶養の意思が認められなかった。
- 4 処分庁は、調査の結果、保護世帯に転入して生活保護を受けるのは不相当であると判断したとの理由により、本件処分を行い、請求人に本件処分に係る通知を交付した。その不相当であると判断した根拠は、弁明書及び本件処分の通知を請求人に交付する際に処分庁が口頭で行った却下理由の説明によると、次のとおりである。
 - (1) 実家で生活することが可能である。
 - (2) 父親の所得調査の結果、請求人の扶養が可能な経済力を有している。
 - (3) ■■■氏との同居は、請求人の自立を阻害する可能性が高い。

第4 当庁の判断

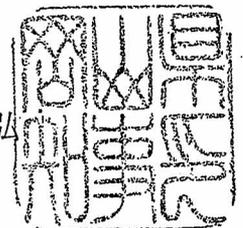
- 1 法第4条第1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために利用することを要件として行われることとされている。また、同条第2項によれば、民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養は、法による保護に優先して行われるものとされており、扶養を受ける権利（以下「扶養請求権」という。）の行使は、同条第1項の保護の要件とはされていない。ただし、扶養義務者が具体的な金銭援助を申し出ている場合等扶養義務者に扶養能力があり、かつ扶養する意思があることが明らかである場合には、扶養義務者の扶養は、要保護者の扶養請求権の行使により資産となりうることから、同項の保護の要件と位置付けられ、その不行使は保護の要件を欠くものとして、保護申請を却下すべきものと認められる。
- 2 保護の実施機関は、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知）の第5により、要保護者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるよう、要保護者を指導することとされており、その具体的な内容については、生活保護問答集について（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）によると、扶養義務者による扶養が単なる期待可能性にすぎない状態においては、それは活用し得るものではないとされており、扶養義務者からの具体的な金銭援助等の意思が明らかに

される等の状況でなければ、生活の維持のために利用し得る資産等として位置付けられないとされている。

- 3 第3の4(1)について、第3の2によると、請求人の母親が請求人の帰宅を拒んでいないことは認められるが、請求人と祖父母との折合いが悪いことも認められ、この面談のみでは、実際に請求人の帰宅が可能であるかは十分に明らかにされたとは認められない。よって、母親による扶養は、この段階においては単なる期待可能性に過ぎないものであり、法第4条第1項に規定される利用し得る資産等に含めることは不適當であると認められるため、第3の4(1)に掲げる理由を本件処分の根拠とすることは不適當であると認められる。
- 4 第3の4(2)について、第3の3によると、請求人の父親に扶養の意思がないことは明らかであり、たとえ処分庁が行った父親の所得調査の結果から父親による扶養が金銭的には可能であることが推測されたとしても、この段階においてはそれは単なる期待可能性に過ぎないものであり、法第4条第1項に規定される利用し得る資産等に含めることは不適當であると認められるため、第3の4(2)に掲げる理由を本件処分の根拠とすることは不適當であると認められる。
- 5 第3の4(3)について、処分庁から提出のあった請求人に関する証拠書類等によると、その根拠は、■■■■氏と同居すると■■■■氏の世話で請求人の就労自立を阻害する可能性が高いこと及び■■■■氏が体調不良により辞職した際に、請求人は働けるにも関わらず一緒に仕事を辞め、その後も仕事を見つけていないことが挙げられているが、そのことによってなぜ請求人の自立が阻害されるのかという具体的かつ客観的な根拠は示されておらず、処分庁が提出した証拠書類等のみでは、処分庁が主張するように、同居により請求人の自立が阻害されるとは、直ちには認められない。
- 6 したがって、本件処分は保護の要否の判定に当たり、要件とすべきでない事項を理由として、保護の申請を却下したものであり、不適當と認められる。
よって、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成22年 2月10日

岡山県知事 石井正弘

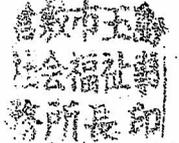


弁 明 書 (正)

平成21年11月2日

岡山県知事 石 井 正 弘 様

倉敷市玉島社会福祉事務所
所長 林 孝 行



(事件名)

■■■■氏が平成21年10月16日付で提起した生活保護法に係る却下処分についての審査請求

(却下理由)

却下通知を、■■■■氏に手交した際に口頭で行った却下理由は次のとおりであります。

- ・ 母との面談の結果、親子の関係が壊れているのではなく、実家に戻ることを母は拒否していない。祖父との関係で、■■■■氏の都合で実家を出ている。
- ・ 父親の所得調査を行ないましたが、■■■■氏が同居しても世帯の生活は維持できる経済力であると思われる。実家には求職活動をしている弟がおり、求職中の■■■■氏が同居できない理由にならない。
- ・ ■■■■氏の生活の世話で就労自立を阻害する可能性が高く、■■■■氏のためにならないと判断した。

(転入した訳でないという不服に対する弁明理由)

本年7月21日に■■■■氏が来所の際に■■■■氏も同道しており、生活保護の世帯認定の原則、生活状況によっては同一世帯になることを説明したところ、改めて相談に来ることになりました。

7月24日■■■■氏が申請に来所した際、■■■■氏も同道しており、■■■■氏に申請の有無を確認したところ、自分の実家の扶養調査をされることをきらって、実家に帰るので申請はしませんとの申し立てでありました。その申し立てを裏付けることとして、7月21日相談のみで終えた面談後の7月23日に■■■■氏は実家に住民票を異動しております。

居住地主義であることは充分承知の上で、■■■■氏的意思にそって、■■■■氏単身で保護申請を受理し、単身世帯として保護の決定を当事務所は行ったものであります。よって、元々住んでいた及び福祉事務所に追い出されたという不服申し立てには承服いたしかねます。

(体調が悪いという不服に対する弁明)

■■■■氏の申請を受理した日から却下通知をした10月14日まで、調査担当に体調が悪いからという申し立ては一度も無く、■■■■氏が来所の際には常に同道していることからしても、健康であると判断しております。

